

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成30年10月15日～平成31年2月5日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立北部保育所 ノダシリツホクブホイクショ		
所 在 地	〒278-0046 千葉県野田市谷津682-2		
交通手段	東武アーバンパークライン 七光台駅下車 徒歩8分		
電 話	04-7125-4697	FAX	04-7192-6372
ホームページ	<a href="http://www.coby.jp/">http://www.coby.jp/</a>		
経営法人	株式会社 コピーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市受託 平成25年4月1日		
併設しているサービス	午後8時までの長時間延長保育 生後6カ月からの乳児保育		

#### (2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
							130		
敷地面積	3114.69㎡			保育面積		約771.82㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年1回 ぎょう虫卵、尿検査年2回 視力検査								
食事	完全給食 補食								
利用時間	基本保育：午前8時30分～午後4時30分 時間外保育：午前7時～8時30分、午後4時30分～6時 延長保育：午後6時～8時								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）								
地域との交流	園開放 世代間交流 小中学生、高校生の体験学習								
保護者会活動	保護者会だより発行 写真販売 保護者会主催夕涼み会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		21	7	28
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	19	1	2	
	保健師	調理師	事務員	
		1	1	
	調理員	保育補助	用務員	
	1	2	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費として400円/月かかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所／受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>&lt;保育理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るく豊かな感性を持つ子ども</li> <li>・のびのびと創造的に自己を表現できる子ども</li> <li>・国際性の豊かな子ども</li> <li>・自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども</li> <li>・おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切にしている子ども</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜8時までの長時間延長保育</li> <li>・生後6カ月からの乳児保育</li> <li>・民営化後の完全給食の実施</li> <li>・世代間交流事業</li> <li>・地域子育て支援活動</li> <li>・障害児保育</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>&lt;豊かな自然環境&gt;</p> <p>7本のいちょうの木が植わる広々とした園庭には、季節によりさまざまな虫たちが顔を出し、子どもたちは夢中で遊んでいます。駅近の立地ですが、周辺にも豊かな自然があふれ、のびのびと遊ぶことができます。</p> <p>&lt;北部保育所名物「よさこい」&gt;</p> <p>年長児は、一年を通して「よさこい」に取り組み、地域のお祭りや運動会など様々な場面で披露します。一緒に踊る楽しさや、たくさんの人たちに見ていただく喜びを感じながら、お友だちとの絆を深めています。</p> <p>&lt;一年を彩り、成長を促す多彩な行事&gt;</p> <p>季節や日本文化に触れる行事を、毎月複数回以上行っています。特に運動会や発表会では、音響や衣装にも徹底的にこだわった本格的な演出のもとに行い、子どもたちは大きな感動や達成感を得てぐんと成長します。</p> <p>&lt;本物体験を大切にしています&gt;</p> <p>給食で使用する食器はすべて陶器やガラス製、木製で、ここには「物を大切に扱う」ことを知ってほしいという思いがあります。また、元J1選手が統括し直接指導も行うサッカー保育や、ネイティブスピーカーによる国際交流保育、体育指導員が統括する体育保育も日常カリキュラムに取り入れており、これらの指導はすべて専属スタッフにより行われています。サッカーについては、年度末には園対抗のサッカー大会を開催するほか、習い事としてのサッカースクールを利用でき、保護者様の送迎なしで通うことができます。</p> <p>&lt;食べるよろこびを育てる食育プログラム&gt;</p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験からと考えています。そこで、法人全体の総料理長には元シティホテルの総料理長だった人物を招聘し、メニュー考案や調理スタッフへの指導にあたっています。また、調理技術向上を目的とした「コピースイーツコレクション」という社内コンテストの受賞作の試食提供を月に1回行っています。他にも月に10種類以上の新メニューや、菜園やクッキング保育など様々な食育プログラムを実践しています。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
保育理念の実現を目指した取り組み
日常的な遊びの中で、異年齢児交流保育と年齢別保育を融合した「マトリクス保育」を実践している。異年齢児交流保育は、リーダーシップや思いやりを育み、年齢別保育でしつけや基本的な生活習慣を学ぶことができる取り組みとなっているほか、保育士の手伝い等の当番活動を通して、役割を果たす喜びと責任感を養っている。また、本物体験を大切にしており、元J1選手が統括する専属コーチ陣によるサッカー保育やネイティブスピーカーによる国際交流保育、体育指導員が統括する体育保育も日常カリキュラムに取り入れるなど、子どもたちの成長を促し豊かな感性を育む様々な機会が年間を通し提供されている。
保育の質の向上に向けた職員の意識向上
保育所を運営受託して6年目を迎えており、地域社会に対して、「安心して委ねられる保育環境と、感動を与える高品質な保育の提供を通して、豊かな地域社会作りと地域の発展に貢献する。そのために、常に最先端の保育を追及し、創造力にあふれ地域で存在感のある保育の実践に努める。」という法人の理念を実現させることが、自分たちの使命であるという意識が浸透されてきている。また、エリア制が導入されたことで、近隣グループ園との職員間の行き来も多くなっており、お互いが切磋琢磨する意識が高まっている。これらのことをうけて所長を中心に自分たちの保育を見直しており、更なる保育の質の向上に向けて取り組んでいる。
自然と親しめる環境を活用した保育
保育所は雑木林等の自然に恵まれた環境に建っており、いろいろな鳥や昆虫などを容易に観察できるなど自然を満喫できる環境となっている。また、園のシンボルとなっている7本の大きなイチョウの木がある季節の移ろいを感じられる園庭では、花壇の一角に土作りから菜園を造り、多彩な季節の植物や野菜を育てている。一例として、さつまいもを栽培し、収穫の過程で土の中から掘り出す体験やかまどを使って調理して芋煮汁を作ってみんなで食べるなどの調理体験を行って自然からの恵みに感謝する取り組みが行われている。
子ども達が様々な社会体験をもつ機会
子ども達が地域と関り、じぶんの身の回りの環境に関心を持てるように、防災訓練の際に実際の消防車に触れる機会を作ったり、警察署には、交通安全指導や防犯避難訓練、移動交番の見学の協力をしてもらっている。また、地域の小学校と交流(年長児の小学校体験、小学生の町探検学習の受け入れ)・中学生の職業体験の受け入れ・高等学校の文化祭の見学、高等学校からの職場体験や絵本の読み聞かせボランティアの受け入れを行っている。世代間交流の機会もあり、高齢者施設を慰問して「よさこい」を披露しているほか、認知症サポーター講習の体験やお年寄り体験を通して、高齢者に関心と思いやりを持ってもらう取り組みも行うなど、子ども達が様々な社会体験から他人との関り等を学ぶ機会を提供している。
リスクマネジメントの取り組み
事故や感染症・侵入などの予防が可能なリスクに対して、本部が中心となりグループ全園の事例を収集し、データ分析することで傾向を掴み積極的に予防対策をしている。また、地震、火事、風水害を想定した非常災害計画を策定しており、混乱が起こらないように指示系統、状況に応じた職員の対応等も明記されているほか、発生時から一時避難、避難完了後の保護者への引き渡し、復旧に向けてなど、カテゴリー別に記載し、災害時等に事業が継続できる計画が策定されている。震度3以上の地震が発生した場合には、全園児の安全確認と園舎全体の点検を行い、本部に報告することになっている。保護者への連絡手段としては、電話による連絡に加え、携帯電話のメール機能を利用した「かんたんメール」、ホームページでの情報配信を行う体制が整えられており、安心安全な生活へ向け、継続した取り組みがなされている。

さらに取り組みが望まれるところ

丁寧できめ細やかな保護者対応への取り組み

職員育成の方針として、職務・責任の理解と自覚を基礎として、職員一人ひとりの倫理観・人間性の向上を図る研修等が行われているほか、保育知識のさらなる習得、保育技術の研鑽、保育のプロフェッショナルとしてふさわしい身だしなみやマナー、所作、言葉遣いなどについて、継続的に取り組むことで保護者の信頼感を高めていく取り組みが行われている。しかしながら、今年度も職員や一部の保護者からは職員のマナーや所作・言葉遣いなどについては改善に向けた要望的な意見が寄せられている。指定管理受託から6年となるが、今一度、職員一人ひとりが子どもや保護者に対し丁寧できめ細やかな対応がなされるよう、園全体での見直しを図るなど、職員の更なる意識向上へ向けた取り組みが必要となろう。

老朽化した建物への対策

現在使用している建物は、建築から長年たっており、行政とも連携して補修・修繕を行って環境の整備を行っているが、温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持することが難しい状態になっている。また、職員や保護者からも、建物が古いことで不要な事故が起こることを心配する声やトイレ・空調等の設備が生活習慣の変化に対応しておらず使い勝手が良いとは言えない状態であることに対する意見が挙がっている。耐震構造については安全面の確認が取れているほか、行える対策は既に実施されているが、子ども達が日々より良い環境下での生活がなされるよう、更なる環境整備が待たれるところである。

保護者との信頼関係をこれまで以上に深めていくことが期待される

保護者との情報交換・共有は日々の送迎時の会話や連絡帳、保育参観、ファミリーデー、懇談会、保育の見学機会などで行われている。また、保護者が気軽に相談できるよう相談しやすい環境づくりを心がけている他、日々クラスごとの様子も発信する等、信頼関係の構築に努めている。利用者調査の総合的な満足度でも毎回高い満足は得られているものの、更なる満足度向上に関しては今後の課題であることが窺えた。保護者から発信される小さな事までも、その元となっていることを受け止め不安や要望を汲み取ることにより、保護者との信頼関係が更に深まり満足度向上にも繋がると思われることから今後の対応が待たれるところである。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っていますが、今回、客観的な見地から評価いただき、大変参考になりました。

前回の受審時から比較して、特に利用者調査ではほとんどの項目で前回より高い結果が得られており、保護者との信頼関係が築けているように感じました。今後も引き続き、さらなる信頼関係の構築に向け、各ご家庭の声を聞きながら運営を行ってまいります。

また、課題として挙げられた建物の老朽化については、できる範囲で補修・修繕を行っていますが、地震などの災害も懸念されており、安全の確保について今後も定期的な見直しを行います。また、近隣に学校が多い立地を生かして、地域との関わりをさらに積極的に行うとともに、野田市内で7施設の保育所を運営している法人のスケールメリットを生かした保育サービスを展開してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	7	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準化	4	0	
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
				29 食育の推進	5	0
		5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		0			
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				129	0	

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は、事業計画・パンフレットに明記されており、法の趣旨や人権擁護・自立支援の精神が盛り込まれているほか、経営理念・ミッション(使命)・保育目標・保育方針を明文化して、全社員の共通理解と協働のもと乳幼児の福祉ならびに保護者と地域の福祉の増進に積極的に務めることが謳われている。また、「子どもなんだから」という考えで保育に妥協するのではなく、子どもに本物を体験させることの大切さを重要視している。年度初めには、500人を超える全社員を集めてキックオフミーティングを行い、法人代表が所信表明を行い、全体研修を通じて年度方針を発表している。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は職員室と各保育室に提示しているほか、職員には保育理念・保育方針や子どものリスク管理(アレルギー等)が記載されたポケットタイプの手帳を携帯させている。着任前の二泊三日の研修時や入社1・2年目の職員を対象とした、フォローアップ研修では理念・方針の理解に向けた取り組みが行われている。各研修時においても保育理念・保育方針を周知し定着できるよう取り組んでいる。指導計画の評価を行う時も提供するサービスが保育理念・保育方針に沿ったものとなっているかの確認もしている。さらに、保育所内研修として保育士をはじめ調理師・調理員・看護師・事務員・用務員にいたる全職員を対象に、保育業務従事者としての「心がまえ」の研修を定期的・反復的に行っている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>契約時等に、保護者に対してA4判カラー20ページの入所案内を配付して、理念・方針・サービスの内容等を順番に分かり易く説明を行い、入所に際しての同意書を貰っている。また、入所前や年度中の個人面談、入所式、5月の保育参観・懇談会などの機会に、理念・方針が実践面でどのように保育に活かされるかを報告し、保護者からの質問に答えている。毎月の保育所だより等の配布物でも保育理念・保育方針の実践面が伝えられているほか、給食の試食や園の様子を見学できるファミリーデーを実施して、保育を見る機会も設けられている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法律(児童福祉法等)によって定められていることをうけて運営されている児童福祉施設であることから、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められており、子どもが健康安全で情緒の安定した生活が出来る環境、自己を十分に発揮できる環境を整備する事に取り組む計画、子どもの健全な心身の発達を支援できる計画を策定している。事業計画・保育計画は毎年更新しており、前年の実施状況の評価を行い、分析・反省から新たな重要課題が明確化された計画を作成している。今年度はファミリーグループを中心にした異年齢交流に力を入れ取り組まれている。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するにあたっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定にあたっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>運営体制として本社に保育事業本部を置き、経営企画部・総務部とも連携して野田市を中心にグループで31施設の運営を行っている法人であり、重要な課題や方針を決定するにあたっては、毎月1回以上、全施設の保育所所長・主任を集めた会議を行い、協議がなされている。また、現場の保育の問題は所長によって集約され報告されている。その他にも、毎月の献立会議や研修委員会・DV専任担当者等の各委員会の召集を行い、意見・提案を収集している。会議の課程や決定事項は全職員が理解出来るようその都度、報告・連絡を行い周知している。尚全ての会議はファミリーション方式を採用しており、参加者の合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の協働を促進させている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>本部機能においてHRD部(人材採用育成部門)を設け、働きやすい職場環境を整えるよう努めている他、保育所に事務職員を配置する事で保育士が現場で専念できる体制ができています。また、所長・主任を中心として毎週職員会議を行い、改善すべき箇所があった場合には、具体的な改善策を明示し、指導力を発揮して全職員の共通理解を促している。働き甲斐向上を図るため、グループ全体で取り組まれているドリームプロジェクトは、職員が音楽・絵本・ICT・ダンス・スポーツ・料理などから興味のある分野に任意で参加し、保育運営における様々な才能や技術を高める活動となっているほか、職員の創意工夫を評価し、毎年度末に優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象にした着任前の二泊三日の研修があり、現場に配属される前に保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。また、職員には保育倫理規定や理念・基本方針、「コピースタッフとしての十戒」が記載されたポケットタイプの手帳の携帯を義務化させているほか、就業規則内に倫理規定・法令遵守について明記し、いつでも確認できるようにしている。さらにコンプライアンスの遵守のためにどういったルールを設定しているか等を体系づけて理解できるように取り組みを行い、周知徹底を図っている。個人情報の取り扱いについてもマニュアルを作成し全職員の共通理解を実践している。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に求めている人材像や役割を・一人ひとりの育ちに寄り添い、育つ感動を子どもと一緒に分かち合えること・保育のプロフェッショナルとしての高い意識で保育にあたること・職員相互の信頼・責任をもとにチームワークを図れることとしており、職員に持って欲しい使命感は、子どもたちの育ちを支えるプロフェッショナルであると同時に、最も身近な大人の一人として、子どもたちが憧れるような存在になることとなっている。また、就業規則内に職種・役割に応じた職務内容と権限を明記して職員の役割と権限を明確にしている。評価基準や評価方法は社内規定に明示する事で、客観性・透明性が確保されている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所の勤務はシフト制で行われ、シフトは所長が作成している。就労時間・時間外労働・休暇については本社で管理が行われており、集計されたデータが、保育所にフィードバックされている。働きやすく相談しやすい環境づくりに取り組まれており、有給休暇や育児休暇・リフレッシュ休暇などについても公平に取得できるように、人員体制に工夫をしている。また、職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、保育所の事務的な負担を軽減している。人間関係等、施設内で相談できないような内容であっても、エリア間交流の浸透で他園の園長や職員に相談し、意見を聞ける環境がつけられている他、本部のHRD部に直接相談できるオープンな組織づくりが行われている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成計画は本部にて作成され、所長を含め職員は、年4回チェックリストを用いた自己評価を行い、上長との個人面談(所長については本部役員)で納得のいく課題・目標が設定され、職員一人ひとりの自己評価が反映された個人人材育成計画が作成されている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、OJTの仕組みを明確にし、先輩保育士による指導によって職員一人ひとりのスキルアップが図られている。キャリアアップの道筋としての各階層別の研修があるほか、男性研修・調理員研修・委員会研修などの職務、役割に応じた研修も行っている。</p>		



11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>児童福祉法第1条に規定されている児童福祉の理念に基づく保育の提供を行うことを基本に、入社前の研修時に法律の基本方針、児童権利宣言を確認させるだけでなく、毎年職員に配布するハンドブックにも一連の内容を記載し、いつでも反復できるようにしている。保育士1対子どもにさせない取り組み(保育士2人以上の保育体制)や、言葉遣いをテーマにした話し合いを職員会議の中で行うなど職員の人権教育が図られている。また、家庭での虐待や不適切な養育に対して、虐待対応マニュアルにそって早期発見を心掛け、チェックリストを作成し、発見した場合は所長が中心となり慎重かつ迅速な対応が行われている。児童相談所・行政・所轄警察署等と連携の図れる体制が整えられている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針を定め、プライバシーポリシーとしてホームページで明示している他、パンフレットに掲載する事で保護者への周知を図っている。個人情報の利用目的のみでなく、ブログ等に掲載する写真についても入所時に必ず承諾を得ている。職員に対しても、全体研修会で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、保育所内ガイドラインを設定して個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底を図っている。実習生に関しては、学校側と組織的に保護規定の協定を結ぶほか、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。メール配信システムも管理者の権限を強化し、個人情報を厳重に管理している。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足を向上させるため、年二回運営協議会が実施されており、保護者代表・保育所代表・事業所代表・行政、自治体代表による話し合いが行われている。その実践例として、お泊り保育の要望が運営協議会から出され、年長児を対象に実施に繋がったほか、遠方へのお別れ遠足や、発表会でのビデオ販売などが実現している。また、運動会や発表会の後には、アンケート調査を実施しており、集計結果を分析し、次年度の開催に活かしている。保護者が相談しやすい環境を作るよう努めており、毎月5の付く日をファミリーデーとして、保護者が保育の様子を見学できる日としているほか、日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に保育士から積極的に声をかけるよう努めている。保護者から希望があった際は全年齢対象で連絡帳を使用した情報交換も行っている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決システムを導入・明示しており、玄関での掲示や会社案内・入所案内への記載のほか、入所時には口頭にて丁寧に説明している。主任保育士を苦情受付担当者、所長を苦情解決責任者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員と苦情相談委員も設置している。また、職員一人ひとりが苦情に対する理解を深め適切な対応がとれるよう、苦情対応マニュアルを整備している。苦情が発生した際は、ケーススタディとして法人のグループネットワークを通じて共有している。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育内容について、実践の詳細な記録を残しており、サービスの改善を図るためPDCAサイクルに基づいた取り組みを行っている。改善にあたって保護者アンケートや行事ごとのアンケート・連絡帳の記述・保育参観や保育見学(ファミリーデー)の参加者等の感想等、保護者の意見を集約し参考にしており、職員の提案は職員会議で取り上げて、保育内容・サービスの改善に反映させている。また、定期的に受審している第三者評価の結果を公表することで、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>感染予防マニュアル・衛生管理マニュアル・災害マニュアル・安全管理マニュアル・業務マニュアル・農薬や殺虫剤使用に関するマニュアルなど、あらゆる状況に応じて適切な判断が取れるよう細分化され整備されたマニュアルがある。また、各保育所ではマニュアル作り担当が配置されており、職員が中心となって話し合いながら、自所に合う内容となるよう基本事項を押さえつつマニュアルの見直し改定を行っている。災害マニュアルについては、事情継承計画の一環としてグループ園全園を対象とした新たなマニュアルが用意されており、各保育所で職員体制のあり方や必要度が高い備蓄品の見直し等も行っている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所の利用に関する問い合わせ、見学については、ホームページ、パンフレット等に明記して周知しており、申し込みの連絡があった場合には随時受け付けている。見学の日時等は、保育の様子を見られる午前中を薦めるものの、申込者の要望にできるだけ合わせるような配慮が行われている。園内の見学や案内・説明等は主任または所長が行い、パンフレット等を使用し、園の理念や方針・サービス提供について説明が行われている。また質問されたことについては、解りやすい回答へと努めているさらに、行政が主体となって開催しているイベントにて行事や活動の写真、制作物の展示などを行い、保育所についての情報公開を行っている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時には個別に面接を行っており、その際に入所案内を配布して、理念、保育目標、重要事項等についての説明を行っている。配付する資料も文章のみでなく、写真や表を取り入れ保護者が理解しやすいような配慮を行っている。保育に関する説明については、担任も交えて行っており、不明点については、質問も随時受けられるようにしている。保護者の保育に関する意向も確認し、記録用紙に記録している。</p> <p>ウェブサイトに「モバイル版保育所だより」を掲載しており、毎月の保育内容の説明や行政の情報も配信されていることから、こちらへのアクセスも推奨している。また、園だよりに掲載されている写真にスマートフォンをかざすと動画が再生されるAR(拡張現実)技術を取り入れ、よりリアルティのある情報提供を行っている。</p> <p>新入所の保護者には、個別の様子を伝える「フォローレター」を活用して、個別に保育の状況を伝えている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもたちがより豊かな体験ができるようにするために、全体的な計画は保育理念・保育目標・保育方針のほか、独自の「マトリクス保育」や「異文化交流」等を組み込んでいる。また、年間指導計画は全体的な計画を踏まえて、子どもの年齢に応じたものを策定している。さらに、年間指導計画を基に月案を作成しており、月ごとに振り返りを行い、日々の子どもの様子や保護者の意向をふまえて評価と反省をすることによって、次月の目標や具体的な保育内容に反映させている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画をもとに年間指導計画が提示され、クラス担任が協議して期案・月案・週案の原案を作成している。その原案をもとに、所長、主任が参画して見直しを行い、保育所全体としての整合性を図っている。計画作成にあたっては、子どもの発達過程を踏まえるほか、生活の連続性や季節の変化などを考慮し、具体的なねらいや内容を盛り込んでいる。保育所の周辺は自然に充分恵まれているので、子どもの文化体験を増やして、バランスの取れた保育を構成することに努めている。3歳未満児、障害児など、特別な配慮が必要な児童に関しては、個別計画を作成して対応している。計画については定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しと改善が行われている。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが好きな遊びができるようするために、集団活動の時間と自由に遊べる時間を一日の中で確保している。遊ぶ際に使う玩具や遊具は、子どもの発達に合わせたキャラクターに頼らないものを提供している。また、十分な広さの園庭があり、子ども達は毎日外遊びをしているほか、運動能力の向上を図るために専任の体育指導員が定期的に子どもたちを指導し、普段は職員がそれを引き継ぐ形で継続して運動あそびが行われている。サッカー、よさこいなども取り入れており、自発的な行動に導くこと子どもの意欲を引き出している。子どもの主体性を重視した意図的な働きかけが、運動会・発表会でも活かされている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所は雑木林等の自然に恵まれた環境に建てっており、7本の大きなイチョウの木がある。季節の移ろいを感じられる園庭で、虫たちも季節によって変わるなど、自然を満喫できる環境であると言える。また、花壇の一角に土作りから菜園を造り、多彩な季節の植物や野菜を育てており、さつまいもを栽培し、収穫した土のついたものを触れさせる、かまどを使って調理して芋煮汁を作って食べるなどの体験を行っている。</p> <p>発表会は、近くの公共のホールを借りて行い、本格的な舞台設備(演出・音響・照明・小道具)が使用できる環境の中で、家族のほかに地域の方たちも招待して子どもたちの成長を観て頂くとともに地域との交流を行っている。また、法人の所有するバスで春・秋の遠足として市内の公園に出掛けたり、動物園を訪れたりするなど、子どもの活動範囲を広げるとともに社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>地域社会とのかかわりにおいては、防災訓練の際などは消防署から実際の消防車・救急車を手配して、子ども達が消防車に触れる機会を作ったり、警察署には、交通安全指導や防犯避難訓練、移動交番の見学の協力をしてもらっている。また、地域のボランティアが子どもたちに紙芝居を披露する「おはなし会」(年に4～5回)や、隣接する高等学校との交流(高校の文化祭に子どもが参加したり、保育に興味を持つ高校生が来所し読み聞かせ体験を行う)、野田夏祭りで年長児が「よさこい」を披露したりするなど、保育所職員以外の地域の人々と触れ合う機会がある。また、高齢者の疑似体験とサポート役体験ができるように、認知症サポーター講習を実施しており、高齢者に対する思いやりの心を育てる取り組みも行っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもとの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>日常的な遊びの中で、異年齢児交流保育と年齢別保育を融合した「マトリクス保育」を実践している。異年齢児交流保育は、リーダーシップや思いやりを育み、年齢別保育でしつけや基本的な生活習慣を学ぶことができる取り組みとなっているほか、保育士の手伝い等の当番活動を通して、役割を果たす喜びと責任感を養っている。</p> <p>子ども同士の関係については、注意深く見守り、必要に応じて介入するようしており、けんかやトラブルが発生した場合は、双方に危険のないように注意しながら見守り、子ども同士で解決できるように支援している。双方の保護者に対しては、状況を知らせるとともに、責任の所在は保育所であると明確に示して、保育所が主体的に解決を図ることとしており、保護者同士での直接的な関わりは極力避けるように徹底している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人には、発達障害・統合教育の専門家が配置されていてアドバイスを受けられるほか、障がい児保育の経験のあるスタッフが在籍しており、また研修に参加するなどして受け入れ体制を整えている。嘱託医や自治体の担当者との連携体制も整っていることから、特別な配慮を必要とする子どもの保育も要請があれば受け入れている。</p> <p>特別な配慮が必要な子どもには個別指導計画を作成して、諸会議にて個別指導計画について話し合い、職員全員で共通理解をとる体制となっている。また、市の巡回指導や療育分野を専門にしている外来療育相談と連携し、情報交換を行うなどしている。</p>		

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育は20時まで対応しており、長時間保育用の部屋を用意し、ゴザなどを敷くことで疲れてもゴロゴロできるようにするなど、子どもがゆったり過ごせるようにしており、子どもの健康や情緒の安定に配慮している。延長保育時は、補食の提供を行っている。また、1日の保育の中で一貫性のある保育を行うため、延長保育においてもシフト制が採用されている。職員間の引継ぎは、口頭だけでなく、引継ぎノートに詳細を記載して行うほか、グループウェアを使用した引き継ぎ事項の確認も行っている。お迎えの時には必要なことがあれば保護者に説明もしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者との対話は日々の送迎時はもちろんのこと、保育参観、ファミリーデー、懇談会、保育の見学機会を設け、子どもの発達や育児についての情報交換が行われている。職員が受けた相談の内容は専用の記入用紙に記入し上長へ報告する仕組みである。また、保護者がメールを使用して法人本部に直接、意見・要望・相談ができる体制がある。</p> <p>就学に向けて情報を得るため、市で開催している幼保小(幼稚園・保育所・小学校)連絡会、に参加し相互理解を深めている。年長児に対しては、2月の終わりから3月初めに、近隣の小学校にて1年生との交流会を行い、子ども同士や職員間との交流を深めている。3月には、保育所児童指導要録を小学校に届けるとともに、小学校の職員と保育所の担任とで申し送りを行い、子どもの育ちの理解を深めあい、より良い指導ができるよう連携を図っている。職場体験として近隣の中学校の教諭を受け入れることもある。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保健計画に則って子どもの健康管理をしており、健康診断を年に2回、歯科検診を年に1回、発育測定を毎月実施して記録を取り、結果は、保護者にも伝えている。子どもの予防接種については、履歴を母子手帳により確認し記録しており、未実施の子どもには年齢に応じた予防接種を推奨している。また、保健だよりを発行して、子どもの健康管理に関する保育所での取り組みや家庭へのお願いを記載している。</p> <p>登所時には、健康チェックを行い、その日の子どもの様子やこころの状態を把握しているほか、服装の乱れやケガ・アザ等から虐待児の早期発見に努め、発見時には所長へ報告し、市の相談員や関係機関との連携を図る体制を整えている。</p> <p>与薬については「与薬補助依頼書」に必要事項を記入したものと医師より処方された薬を専用の薬ケースで1回分だけ預かり、看護師と保育士がクロスチェック体制で確認して投薬している。</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)対策としては5分間隔の午睡チェックをして口の中に異物がないか、嘔吐していないか、仰向けの姿勢や顔色について確認するなど、午睡中の事故を防止している。午睡環境においては、子どもだけにしない、窒息の恐れがあるものを置かない、顔が見える環境などを原則としている。</p> <p>なお、職員から子どもへの感染を防ぐため、職員の日々の健康状態についても、体調・体温・せき・下痢の有無を毎日報告することとし、健康状態の優れない職員は保育に就けない体制をとっている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育士を含む全職員が感染症・疾病・救急対応のマニュアルの確認を定期的に行い、保育中に体調不良や傷害が発生した場合や2次感染の予防のため、吐しゃ物の除去について適切な対応が出来るようにしている。また、普段の保育では、子どもの健康状態を把握するために、看護師が保育中の各クラスの巡回を行っている。</p> <p>感染症の子どもを発見した場合、看護師を通じて嘱託医に報告して、その指示を仰ぎ、病気治癒への適切な助言を保護者に伝えている。また、感染症の発生状況については、嘱託医・医療機関・近隣の保育所と積極的に情報交換して把握するとともに、登降所簿への掲示、コピモやかんたんメールを通して早期の注意喚起や有効な予防対策を行っている。また、感染症の予防のため、子どもの保護者への受け付けや引き渡しは教室の外で行い、着替え等も職員が預かり、個人のロッカーに収納するなど、保護者は極力、保育室に入らない対策をとっている。なお、近隣で感染症の流行があった際にも、同様にタイムリーに注意喚起を促している。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しくるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験・よろこびという考えから、食育計画を作成しており、それに基づいて、おいしさを追求した昼食・おやつを毎日提供している。給食のメニューは月に2回メニューを繰り返す「2週間献立」ではなく、1か月分の献立を作成しており、離乳食、通常食用、宗教食用、アレルギー食用と細分している。旬を大切にしながらも、バラエティに富んだ味覚体験ができるようにするために、毎月10種以上の新メニューが考えられている。グループ全体の調理部門の技術向上を組織的に行っており、定期的に献立検討会議を行い、給食業務の質の向上と新メニューの開発と試食会を行っている。</p> <p>アレルギー児や障害のある子どもに対しては個々の状況を全職員が把握し、嘱託医、かかりつけ医の指示のもと適切に対応した食事を提供している。アレルギーのみでなく宗教食にも対応し、除去食ではなく可能な限り代替食を提供するようにしている。また、誤食を防ぐため食札を付けるだけでなく、職員間で声だしの確認をしながら配膳を行い、食事中はテーブルを別にするとともに、必ず保育士が見守り、誤食、誤飲の防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>より快適な施設の環境を維持するために、整理整頓・清掃は職員が担当制でチェック表に基づいて毎日行っている。また、衛生管理マニュアルに則り、週1回は各箇所の消毒をするなど、衛生管理に努めている。戸外のブランコ・滑り台・ジャングルジム・のぼり棒などの屋外遊具の点検も定期的に行って安全管理の徹底をしている。害虫への対策は、専門業者に委託して「農薬・殺虫剤等の薬剤適正使用マニュアル」に基づいた薬剤散布等で駆除を行っている。午睡に使用する布団も定期的に専門業者による高温殺菌乾燥を実施している。</p> <p>手洗いは感染を予防すると言う観点から、タオルを使用せず、ハンドソープで行ったあとにペーパータオルで拭き取ることにしている。おもむつ交換時、昼食の介助、トイレの掃除などを行う際には、ゴム手袋を着用することとしている。子ども達に対しては、手洗い・うがい・歯磨きの方法等は看護師・保育士がイラスト・絵を使って説明を行いながら指導している。また、保健行事として「虫歯予防デー」を行い、歯磨きについての理解を深める取り組みを行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応については、マニュアルに則って行うこととし、対応方法については、職員が充分理解するよう定期的に内容の確認を行っている。事故発生時には事故発生記録を作成するとともに、その内容を職員間で情報を共有し、今後の事故発生防止についての対策案を立てている。遊具や設備は、チェックリストを用いて錆やネジのゆるみ等の危険などがないかどうかを確認しており、不具合が見つかった場合には早急に修繕するなど安全対策を実施している。ジャングルジムについては、経年劣化が激しかったため、使用を中止して、新しいものに取り替えた。また、ブランコも危険防止の観点から、使うときだけ設置している。</p> <p>防犯に関してもマニュアルに沿って対応することになっているほか、地域の警察の協力のもと「総合防犯訓練」を実施し、不審者への対応法や常備しているサスマタの取り扱い方法などの実践的な訓練が行われている。日常では地域や行政から不審者情報の収集を行うほか、面識のない人が来訪した場合に、インカムを使って全職員に連絡する体制をとっている。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業継承計画が策定されており、災害発生時に使用する各種器具・機器も定期的に点検しているほか、災害時に保育所が倒壊し、中に入れないことを想定して、保育所外の倉庫に備蓄品を収納している。また、地震や火災、自然災害を想定した自主避難訓練は月1回以上行っているほか、年に1回以上の「総合避難訓練」を消防署など関係機関と連携して実施し、救急車、消防車の出動も依頼している。さらに、全職員が救急救命講習を受講し、心臓マッサージや自動体外式除細動器(AED)の使用法などの正しい処置法を習得しており、合わせて実践的な訓練を行うことで、万一の事態に適確かつ迅速な対応をとる体制を整えている。震度3以上の地震が発生した場合には、全園児の安全確認と園舎全体の点検を行い、本部に報告することになっている。保護者への連絡手段として電話による連絡に加え、携帯電話のメール機能を利用した「かんたんメール」やホームページでの情報配信を行う体制となっている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所のことをもっと地域の方に知ってもらうため、市内のギャラリー展示に参加し、園見学、園庭開放、子育て相談受付についてのパンフレットを配布して情報提供を行っている。毎月1回行われている園庭開放は、市報や市ホームページ、園だよりで告知され、未就保育所児プログラムとして身体測定や季節ごとの遊び・手作りおもちゃ等の製作を実施し、親子間や他の家族との交流の場を提供している。保護者向けプログラムとしては、小児保健講座や離乳食・幼児食講習会などを行っている。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるため、地域の小学校と交流・年長児の小学校体験・小学生の町探検学習の受け入れ・中学生の職業体験の受け入れを行っている。また、高等学校の文化祭を見学したり、高等学校からの職場体験や絵本の読み聞かせボランティアの受け入れをおこなったり、世代間交流として高齢者施設を慰問して「よさこい」を披露したりしている。3歳以上児対象の認知症サポーター講習の体験やお年寄り体験を通して、高齢者に関心と思いやりを持ってもらう取り組みも行った。また、消防署や商工会議所で開催されるイベントに参加するなど、地域との結びつきを強めようと試みている。</p>		